筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群の研究促進を求める意見書

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（以下、ＭＥ／ＣＦＳとする。）は、世界保健機関の国際疾病分類において神経系疾患と分類され、国際的に認められた診断基準が存在する神経免疫系の難病である。機能障害は全身に及び、2014年の厚生労働省の実態調査では、約３割の患者が寝たきりに近く、ほとんどの患者が職を失うという深刻な実態が明らかとなっている。

ＭＥ／ＣＦＳの集団発生は歴史的にウイルス疾患の流行後に起こっており、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）がＭＥ／ＣＦＳの引き金になり患者が多発する危険性が警告されてきたが、長期に及ぶコロナ後遺症患者の約半数が、ＭＥ／ＣＦＳの診断基準を満たすとする論文や報道が相次いでいる。

2022年12月に改正された感染症法の参議院の附帯決議には、「早急にＣＯＶＩＤ－19後にＭＥ／ＣＦＳを発症する可能性を調べる実態調査、並びにＣＯＶＩＤ－19とＭＥ／ＣＦＳに焦点を絞った研究を、神経免疫の専門家を中心に開始する体制整備」が盛り込まれたが、いまだに関連する研究費は認められていない。

一方で、国立精神・神経医療研究センター（ＮＣＮＰ）において、ＭＥ／ＣＦＳに対する治療薬として、他の難治性疾患で安全性が確認されているリツキシマブの医師主導治験が開始されている。しかしながら、ＭＥ／ＣＦＳは指定難病とされていないため、治療薬が承認されても医療費助成が受けられず、このままでは経済的な理由で治療が受けられない患者が続出する懸念がある。

よって、国におかれては、次の事項を実現するよう求める。

１　ＣＯＶＩＤ－19後にＭＥ／ＣＦＳを発症する可能性を調べる実態調査、並びにＣＯＶＩＤ－19とＭＥ／ＣＦＳに焦点を絞った研究を、神経免疫の専門家を中心に早急に開始する体制を整えること。

２　指定難病への認定の可能性も含めて、ＭＥ／ＣＦＳの客観的診断基準の開発の研究を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長　三　石　文　隆

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
様